

丸亀市民会館条例

(令和 5 年 3 月 28 日条例第 16 号)

改正 一年一月一日条例第一号

(目的及び設置)

第 1 条 全ての市民が文化芸術に触れ、豊かな人間性を育むとともに、文化芸術や生涯学習(以下「文化芸術等」という。)を基軸に、異なる価値観や違いを尊重する文化を育み、様々な分野を超えて多様な主体が協働することで切れ目ない支え合いができる社会を形成し、文化芸術等を介して人と人をつなげ、誰一人孤立しない社会をつくるために市民会館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 丸亀市民会館
- (2) 位置 丸亀市大手町二丁目 3 番 1 号

(事業)

第 3 条 市民会館(以下「会館」という。)は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 実演芸術等の創造、鑑賞及び体験のための事業
- (2) 文化芸術等の振興及び推進のための事業
- (3) 年齢、性別、社会的地位、障がいの有無、国籍の違い等に関係なく、社会参加の機会を拡充するための事業
- (4) 福祉、医療、教育等、幅広い分野の機関と連携し、社会的課題等に創造的な働きかけを行うための事業
- (5) 子どもの心身の健やかな成長及び発達並びにその自立を図るための事業
- (6) 前各号に掲げる事業に係る人材育成に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会館の利用促進又は第 1 条に規定する目的達成のため市長が必要と認める事業

(開館時間等)

第4条 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 会館の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)

(2) 12月29日から1月3日までの日

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(使用の許可等)

第5条 会館の施設及びその附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定により使用を許可するときは、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。

(4) その他会館の管理又は運営に支障があると認められるとき。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による使用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用を中止させることができる。この場合において、第1項の規定により施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に損害が生じても、市は一切の責めを負わないものとする。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(使用目的の変更及び権利譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、使用目的を市長の許可を受けないで変更し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(物品販売等の許可)

第7条 会館において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
  - (2) 寄附の勧誘
  - (3) 広告物の掲示及び配布
  - (4) その他規則に定める行為
- (使用の期間)

第8条 会館の使用期間は、引き続き6日を超えることはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第9条 使用料は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、前納とする。

3 前2項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が使用する場合、当初に許可を受けた時間帯区分を超過し、又は繰り上げて使用することの許可を受けた場合その他市長がやむを得ないと認める場合は、使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認める場合、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備器具の使用)

第12条 使用者は、特別の設備を設け、又は附属する器具以外の器具を使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(目的外使用の禁止等)

第13条 使用者は、許可を受けた目的以外に会館を使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(原状回復の義務)

第 14 条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第 5 条第 4 項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を中止させられたときも、同様とする。

(損害賠償)

第 15 条 使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。この場合において、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

(立入り)

第 16 条 市長は、管理上必要な場合は、使用中の場所に立ち入ることができる。

(指定管理者)

第 17 条 市長は、会館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 18 条 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第 3 条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 第 5 条に掲げる使用の許可に関する業務
- (3) 会館の維持管理に関する業務
- (4) その他第 1 条の目的を達成するために必要な業務

2 前項の場合における第 3 条から第 12 条まで及び第 16 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」又は「市」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第 19 条 市長は、会館の管理を第 17 条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に会館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第 9 条の規定にかかわらず、別表第 1 から別表第 3 まで及び設備、器具等の使用について定める規則に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 20 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に会館の管理を行わなければならない。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項から附則第 4 項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第 17 条の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為をすることができる。
- 3 第 5 条第 1 項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、第 5 条第 1 項の規定の例により、市長の許可を受けることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において第 5 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。
- 4 指定管理者は、施行日前においても、会館の維持管理に関し必要な行為をすることができる。

附 則(---年---月---日条例第---号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第 1(第 9 条関係)

施設名	区分		使用単位			
			午前(午前 9 時から正午まで)	午後(午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間(午後 6 時から午後 10 時まで)	全日(午前 9 時から午後 10 時まで)
大ホール	全席使用	平日	円 33,900	円 60,400	円 75,500	円 152,800
		休日等	40,700	72,400	90,600	183,300
		平日	30,100	53,700	67,100	135,900

	1階席及び2階席のみ使用	休日等	36,200	64,400	80,600	163,100
	1階席のみ使用	平日	21,600	38,600	48,300	97,700
		休日等	26,000	46,300	57,900	117,300
小ホール	平日		13,900	24,700	31,000	62,600
	休日等		16,700	29,700	37,200	75,200
スタジオA	平日		7,600	13,600	17,000	34,300
	休日等		9,200	16,400	20,500	41,400

#### 備考

- 1 「休日等」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、「平日」とは休日以外の日をいう。
- 2 市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は主に本市で事業活動を行う法人その他の団体以外の者(以下「市民等以外の者」という。)が施設を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額(以下「基本料金」という。)に1.2を乗じて得た額(以下「市外料金」という。)とする。
- 3 使用者が営業、宣伝その他これらに類する行為のために使用するとき、基本料金又は市外料金に、使用時間帯に応じた基本料金又は市外料金に1を乗じて得た額を加算する。
- 4 入場料その他これに類するもの(以下「入場料金等」という。)を徴収して使用する場合は、基本料金又は市外料金に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算する。
  - (1) 入場料金等の最高額が2,001円以上5,000円以下の場合 使用時間帯に応じた基本料金又は市外料金に0.5を乗じて得た額
  - (2) 入場料金等の最高額が5,001円以上の場合 使用時間帯に応じた基本料金又は市外料金
- 5 使用者が準備、撤去又は練習のために大ホール又は小ホールの舞台面のみを使用する場合の使用料は、それぞれの基本料金又は市外料金(大ホールにあっては、全席使用に係る基本料金又は市外料金)に0.5を乗じて得た額とする。

- 6 午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後10時後に使用する場合の使用料は、次のとおりとする。ただし、午前から引き続き午後を使用する場合における正午から午後1時までの使用料及び午後から引き続き夜間を使用する場合における午後5時から午後6時までの使用料については、無料とする。
- (1) 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に使用する場合 午後に係る基本料金又は市外料金を4で除して得た額
- (2) 午前9時前又は午後10時後に使用する場合 使用時間1時間につき夜間に係る基本料金又は市外料金を4で除して得た額に1.5を乗じて得た額
- 7 6の場合において使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなす。
- 8 使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。

別表第2(第9条関係)

施設名	使用単位				
	1時間 当たり	午前(午前9時 から正午まで)	午後(午後1時か ら午後5時まで)	夜間(午後6時か ら午後10時まで)	全日(午前9時か ら午後10時まで)
スタジオB	円 1,300	円 3,900	円 5,200	円 5,200	円 14,300
スタジオC	1,200	3,600	4,800	4,800	13,200
スタジオD	380	1,100	1,500	1,500	4,100
マルチス ペースA	540	1,600	2,100	2,100	5,800
マルチス ペースB	1,100	3,300	4,400	4,400	12,100
マルチス ペースC	610	1,800	2,400	2,400	6,600
マルチス ペースD	630	1,800	2,500	2,500	6,800
ミーティ ングルームA	370	1,100	1,400	1,400	3,900
ミーティ ングルームB	210	600	800	800	2,200
ミーティ ングルームC	370	1,100	1,400	1,400	3,900
ダイニン グキッチン	620	1,800	2,400	2,400	6,600
和室1	330	990	1,300	1,300	3,500
和室2	380	1,100	1,500	1,500	4,100

和室 3	380	1,100	1,500	1,500	4,100
和室 4	430	1,200	1,700	1,700	4,600
水屋	300	900	1,200	1,200	3,300
楽屋 1	370	1,100	1,400	1,400	3,900
楽屋 2	330	990	1,300	1,300	3,500
楽屋 3	270	810	1,000	1,000	2,800
楽屋 4	270	810	1,000	1,000	2,800
楽屋 5	270	810	1,000	1,000	2,800
楽屋 6	530	1,500	2,100	2,100	5,700
楽屋 A	230	690	920	920	2,500
楽屋 B	210	630	840	840	2,300
楽屋 C	210	630	840	840	2,300

#### 備考

- 1 市民等以外の者が使用する場合は、市外料金とする。
- 2 使用者が入場料金等を徴収する場合又は営業、宣伝その他これらに類する行為のために使用する場合は、基本料金又は市外料金に、使用時間帯に応じた基本料金又は市外料金に 1 を乗じて得た額を加算する。
- 3 午前 9 時前、正午から午後 1 時まで若しくは午後 5 時から午後 6 時までの間又は午後 10 時後に使用する場合は、次のとおりとする。ただし、午前から引き続き午後 10 時後に使用する場合における正午から午後 1 時までの使用料及び午後から引き続き夜間に使用する場合における午後 5 時から午後 6 時までの使用料については、無料とする。
  - (1) 正午から午後 1 時まで又は午後 5 時から午後 6 時までの間に使用する場合は、午後に係る基本料金又は市外料金を 4 で除して得た額
  - (2) 午前 9 時前又は午後 10 時後に使用する場合は、使用時間 1 時間につき夜間に係る基本料金又は市外料金を 4 で除して得た額に 1.5 を乗じて得た額
- 4 3 の場合において使用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、1 時間とみなす。
- 5 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、10 円に切り上げる。
- 6 この表の規定にかかわらず、大ホールの使用の許可を受けた者が楽屋 1 から楽屋 6 までを使用する場合及び小ホールの使用の許可を受けた者が楽屋 A から楽屋 C までを使用する場合の使用料は、無料とする。

別表第 3(第 9 条関係)

施設名	1人につき1時間
アトリエ	円 100

備考

- 1 市民等以外の者が使用する場合の使用料の額は、市外料金とする。
- 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とみなす。

議案第 号

丸亀市民会館条例の一部改正について  
丸亀市民会館条例の一部を次のとおり改正いたしたい。  
令和5年 月 日提出

令和5年5月24日  
第23回市民会館整備特別委員会 資料1-2  
産業文化部文化課

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市民会館条例の一部を改正する条例  
丸亀市民会館条例(令和5年条例第16号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開館時間等)</p> <p><u>第4条</u> 会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>2 会館の休館日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) <u>火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)</u></p> <p>(2) <u>12月29日から1月3日までの日</u></p> <p>3 <u>市長は、前2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。</u></p> <p>(使用の許可等)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による許可をしない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>施設等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(使用の許可等)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による許可をしない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>施設等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p>

改正後	改正前
<p>4 略</p> <p>(使用目的の変更及び権利譲渡等の禁止)</p> <p><b>第6条</b> 使用者は、使用目的を市長の許可を受けないで変更し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(物品販売等の許可)</p> <p><b>第7条</b> 会館において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他これに類する行為</p> <p>(2) 寄附の勧誘</p> <p>(3) 広告物の掲示及び配布</p> <p>(4) その他規則に定める行為</p> <p>(使用の期間)</p> <p><b>第8条</b> 会館の使用期間は、引き続き6日を超えることはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p><b>第9条</b> 使用料は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。</p> <p>2 前項の使用料は、前納とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体が使用する場合、当初に許可を受けた時間帯区分を超過し、又は繰り上げて使用することの許可を受けた場合その他市長がやむを得ないと認める場合は、使用後に納付することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><b>第10条</b> 市長は、特に必要があると認める場合、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p>	<p>4 略</p>

改正後	改正前
<p><u>第 11 条</u> 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(特別の設備器具の使用)</p> <p><u>第 12 条</u> 略</p> <p>(目的外使用の禁止等)</p> <p><u>第 13 条</u> 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第 14 条</u> 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第 5 条第 4 項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を中止させられたときも、同様とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第 15 条</u> 略</p> <p>(立入り)</p> <p><u>第 16 条</u> 市長は、管理上必要な場合は、使用中の場所に立ち入ることができる。</p> <p>(指定管理者)</p> <p><u>第 17 条</u> 略</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p><u>第 18 条</u> 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第 5 条</u>に掲げる使用の許可に関する業務</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 前項の場合における<u>第 3 条から第 12 条まで及び第 16 条</u>の規定の適用については、これらの規定中「市長」又は「市」とあるのは「指定管理者」とする。</p> <p>(利用料金)</p>	<p>(特別の設備器具の使用)</p> <p><u>第 5 条</u> 略</p> <p>(目的外使用の禁止等)</p> <p><u>第 6 条</u> 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p><u>第 7 条</u> 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第 4 条第 4 項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を中止させられたときも、同様とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第 8 条</u> 略</p> <p>(指定管理者)</p> <p><u>第 9 条</u> 略</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p><u>第 10 条</u> 前条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第 4 条</u>に掲げる使用の許可に関する業務</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 前項の場合における<u>第 4 条及び第 5 条</u>の規定の適用については、これらの規定中「市長」又は「市」とあるのは「指定管理者」とする。</p>

改正後	改正前						
<p><b>第 19 条</b> 市長は、会館の管理を第 17 条の規定により指定管理者に行わせる場合において<u>適当と認めるときは、指定管理者に会館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 <u>前項の場合において、利用料金は、第 9 条の規定にかかわらず、別表第 1 から別表第 3 まで及び設備、器具等の使用について定める規則に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p><b>第 20 条</b> 略</p> <p>(委任)</p> <p><b>第 21 条</b> 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 市長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、<u>第 17 条の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為を</u>することができる。</p> <p>3 <u>第 5 条第 1 項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、第 5 条第 1 項の規定の例により、市長の許可を受けることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において第 5 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。</u></p> <p>4 略</p> <p>別表第 1(第 9 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="241 1329 1149 1375"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 1329 315 1375">施設</th> <th data-bbox="315 1329 490 1375">区分</th> <th data-bbox="490 1329 1149 1375">使用単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	施設	区分	使用単位				<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p><b>第 11 条</b> 略</p> <p>(委任)</p> <p><b>第 12 条</b> 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 市長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、<u>第 9 条の規定による指定管理者の指定に関し必要な行為を</u>することができる。</p> <p>3 <u>第 4 条第 1 項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、第 4 条第 1 項の規定の例により、市長の許可を受けることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において第 4 条第 1 項の許可を受けたものとみなす。</u></p> <p>4 略</p>
施設	区分	使用単位					

改正後						改正前						
名			午前(午前 9時から正 午まで)	午後(午後1 時から午後 5時まで)	夜間(午後6 時から午後 10時まで)	全日(午前9 時から午後 10時まで)						
		平日 休日 等	円	円	円	円						
大ホ ール	全席使用	平日	33,900	60,400	75,500	152,800						
		休日等	40,700	72,400	90,600	183,300						
	1階席及 び2階席 のみ使用	平日	30,100	53,700	67,100	135,900						
		休日等	36,200	64,400	80,600	163,100						
	1階席の み使用	平日	21,600	38,600	48,300	97,700						
		休日等	26,000	46,300	57,900	117,300						
小ホ ール	平日	13,900	24,700	31,000	62,600							
	休日等	16,700	29,700	37,200	75,200							
スタ ジオ A	平日	7,600	13,600	17,000	34,300							
	休日等	9,200	16,400	20,500	41,400							
<b>備考</b>												
1 「休日等」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいい、「平日」とは休日以外の日をいう。												
2 市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は主に本市で事												

改正後	改正前
<p><u>業活動を行う法人その他の団体以外の者(以下「市民等以外の者」という。)</u>が施設を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額(以下「基本料金」という。)に1.2を乗じて得た額(以下「市外料金」という。)とする。</p> <p><b>3</b> <u>使用者が営業、宣伝その他これらに類する行為のために使用する</u>ときは、基本料金又は市外料金に、使用時間帯に応じた基本料金又は市外料金に1を乗じて得た額を加算する。</p> <p><b>4</b> <u>入場料その他これに類するもの(以下「入場料金等」という。)</u>を徴収して使用する場合は、基本料金又は市外料金に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算する。</p> <p>(1) <u>入場料金等の最高額が2,001円以上5,000円以下の場合</u> 使用時間帯に応じた基本料金又は市外料金に0.5を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>入場料金等の最高額が5,001円以上の場合</u> 使用時間帯に応じた基本料金又は市外料金</p> <p><b>5</b> <u>使用者が準備、撤去又は練習のために大ホール又は小ホールの舞台面のみを使用する場合の使用料は、それぞれの基本料金又は市外料金(大ホールにあっては、全席使用に係る基本料金又は市外料金)に0.5を乗じて得た額とする。</u></p> <p><b>6</b> <u>午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後10時後に使用する場合の使用料は、次のとおりとする。ただし、午前から引き続き午後を使用する場合における正午から午後1時までの使用料及び午後から引き続き夜間に使用する場合における午後5時から午後6時までの使用料については、無料とする。</u></p> <p>(1) <u>正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に使用する場合</u> 午後に係る基本料金又は市外料金を4で除して得た額</p>	

改正後		改正前				
<p>(2) 午前9時前又は午後10時後に使用する場合 使用時間1時間につき夜間に係る基本料金又は市外料金を4で除して得た額に1.5を乗じて得た額</p> <p>7 6の場合において使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなす。</p> <p>8 使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。</p>						
別表第2(第9条関係)						
施設名	使用単位					
	1時間当たり	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)	
スタジオB	円 1,300	円 3,900	円 5,200	円 5,200	円 14,300	
スタジオC	1,200	3,600	4,800	4,800	13,200	
スタジオD	380	1,100	1,500	1,500	4,100	
マルチスペースA	540	1,600	2,100	2,100	5,800	
マルチスペースB	1,100	3,300	4,400	4,400	12,100	
マルチスペース	610	1,800	2,400	2,400	6,600	

改正後						改正前					
スC											
マルチ スパー スD	630	1,800	2,500	2,500	6,800						
ミーテ イング ルームA	370	1,100	1,400	1,400	3,900						
ミーテ イング ルームB	210	600	800	800	2,200						
ミーテ イング ルームC	370	1,100	1,400	1,400	3,900						
ダイニ ングキ ッチン	620	1,800	2,400	2,400	6,600						
和室1	330	990	1,300	1,300	3,500						
和室2	380	1,100	1,500	1,500	4,100						
和室3	380	1,100	1,500	1,500	4,100						
和室4	430	1,200	1,700	1,700	4,600						
水屋	300	900	1,200	1,200	3,300						
楽屋1	370	1,100	1,400	1,400	3,900						
楽屋2	330	990	1,300	1,300	3,500						
楽屋3	270	810	1,000	1,000	2,800						
楽屋4	270	810	1,000	1,000	2,800						
楽屋5	270	810	1,000	1,000	2,800						
楽屋6	530	1,500	2,100	2,100	5,700						

改正後						改正前
楽屋 A	230	690	920	920	2,500	
楽屋 B	210	630	840	840	2,300	
楽屋 C	210	630	840	840	2,300	
備考						
1 市民等以外の者が使用する場合は、市外料金とする。						
2 使用者が入場料金等を徴収する場合又は営業、宣伝その他これらに類する行為のために使用する場合は、基本料金又は市外料金に、使用時間帯に応じた基本料金又は市外料金に1を乗じて得た額を加算する。						
3 午前9時前、正午から午後1時まで若しくは午後5時から午後6時までの間又は午後10時後に使用する場合は、次のとおりとする。ただし、午前から引き続き午後を使用する場合における正午から午後1時までの使用料及び午後から引き続き夜間を使用する場合における午後5時から午後6時までの使用料については、無料とする。						
(1) 正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの間に使用する場合は、午後に係る基本料金又は市外料金を4で除して得た額						
(2) 午前9時前又は午後10時後に使用する場合は、使用時間1時間につき夜間に係る基本料金又は市外料金を4で除して得た額に1.5を乗じて得た額						
4 3の場合において使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなす。						
5 使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。						
6 この表の規定にかかわらず、大ホールの使用の許可を受けた者						

改正後	改正前				
<p><u>が楽屋 1 から楽屋 6 までを使用する場合及び小ホールの使用の許可を受けた者が楽屋 A から楽屋 C までを使用する場合の使用料は、無料とする。</u></p> <p>別表第 3(第 9 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="241 443 604 571"> <tr> <td>施設名</td> <td>1 人につき 1 時間</td> </tr> <tr> <td>アトリエ</td> <td>円 100</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>市民等以外の者が使用する場合の使用料の額は、市外料金とする。</u></p> <p>2 <u>使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、1 時間とみなす。</u></p>	施設名	1 人につき 1 時間	アトリエ	円 100	
施設名	1 人につき 1 時間				
アトリエ	円 100				

附 則

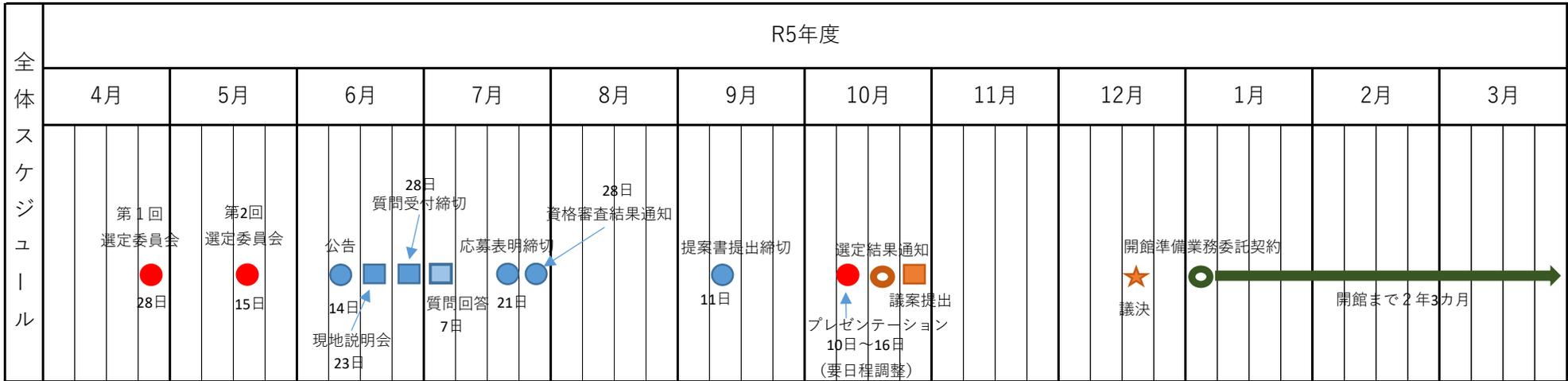
この条例は、公布の日から施行する。

■丸亀市民会館使用料の減免に関する基本的な考え方について（案）

減免の規定	減免の割合	減免の理由
市又は指定管理者が主催する事業であって、条例第3条に掲げる事業を行う場合	免除	市及び指定管理者の主催又は協働する事業であっても、本施設の設置目的に沿った事業以外のものに利用する場合は使用料を徴収する。
市又は指定管理者が共催する事業であって、条例第3条に掲げる事業を行う場合	別に定める	市又は指定管理者が共催する事業であっても、本施設の設置目的に沿った事業以外のものに利用する場合は使用料は減免しない。
市内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、子ども・子育て支援法第27条第1項（以下「法」という。）に規定する特定教育保育施設、法第7条第10項第1号に規定する認定子ども園のうち市が設置したもの以外のもの及び法第7条第10項第2号に規定する未移行幼稚園が、教育又は保育を目的として使用する場合	50%	私立の教育保育施設等は、給付費等で運営を行っており、その財源を他に回すことが困難であることから使用料を50%減額する。
市内に在住し、在職し、若しくは在学する障害者、又はこれに準ずると市の機関が認める者が第1条の目的に沿って利用する場合	75%	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の趣旨にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図る。
18歳未満の者が文化芸術等事業等に使用する場合	50%	こどもの自主的な文化芸術等の活動を支援するため、使用料を50%減額する。
その他市長が特に必要とみとめる場合	別に定める	

# 指定管理候補者の決定スケジュール（案）

令和5年5月24日  
 第23回市民会館整備特別委員会 資料2  
 産業文化部文化課



工事請負仮契約の締結について

工事名 丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台音響設備工事  
落札金額 ￥459,448,000-  
落札業者 ヤマハサウンドシステム株式会社大阪営業所  
工期 令和7年9月30日

【参考】

（仮称）みんなの劇場新築工事他入札結果

令和5年2月28日,5月8日開札

	工 事 名	落札金額（税込）	予定価格（税込）	差額	落札率
1	丸亀市（仮称）みんなの劇場新築工事	8,635,000,000	9,097,000,000	462,000,000	94.9%
2	丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う空調設備工事	1,122,000,000	1,123,100,000	1,100,000	99.9%
3	丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う電気設備工事	980,100,000	991,100,000	11,000,000	98.9%
4	丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う給排水設備工事	546,700,000	547,800,000	1,100,000	99.8%
5	丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台機構設備工事	702,900,000	710,600,000	7,700,000	98.9%
6	丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台照明設備工事	620,950,000	629,200,000	8,250,000	98.7%
7	丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台音響設備工事	459,448,000	499,400,000	39,952,000	92.0%
	合計	13,067,098,000	13,598,200,000	531,102,000	96.1%